後発医薬品に関する生活保護の取扱い

生活保護受給者

↓ 受　診

指定医療機関（診察）

↓ 処　方

指定薬局（調剤）

「いいえ」

医師が後発医薬品への変更を不可としていない処方箋を持参した者に対し、後発医薬品を調剤することについて説明（別紙１を活用）

・先発医薬品を希望する者に対しその事情を確認するため、別紙２（アンケート）を依頼
・次回以降のアンケートの頻度は、新たな先発医薬品がある場合はその都度、同じ先発医薬品である場合は６ヶ月ごとに依頼

↓

先発医薬品を調剤

アンケートを拒否する者に対しても服薬は治療上必要であるため、やむを得ないものとして調剤

「はい」

後発医薬品を調剤

記載済みアンケート

アンケート以外の事情について別紙３に整理
・アンケートを拒否
・指定薬局の在庫状況
・薬剤師の専門的知見による判断等

３ヶ月ごとに報告

恵庭市保健福祉部

・先発医薬品を希望した者の事情等を確認し、妥当性がない場合は後発医薬品の使用を指導
・後発医薬品確認台帳（レセプト管理システムを活用して作成）を整備し、使用状況の把握と進行管理を実施

↓

後発医薬品の使用促進